

**沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例**

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
(平成24年沖縄県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め
る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部が改正された
ことに伴い、サテライト型小規模介護老人保健施設に関する基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。